

資料閲覧について

1. 閲覧対象物

受託給付業務データベースシステムの関連資料

2. 閲覧場所

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構内

3. 閲覧期間

2025 年 4 月 28 日（月）から 2025 年 5 月 21 日（水）までの平日（10:00～17:00）

4. 閲覧上の注意

- (1) 閲覧に際しては、5. 閲覧連絡先に社名・連絡先・人数・閲覧希望日時等をメールで連絡すること。なお、3. 閲覧期間の後半は閲覧場所を確保できなくなる場合があるので、早めに閲覧希望日時を連絡すること。
- (2) 誓約書を PDF に変換し、閲覧前に当機構受託事業課にメールにて送付すること。調達仕様書「別添 受託給付システム改修見本画面」の閲覧の際に同誓約書を送付している場合については、再提出は不要とする。
- (3) 一回あたりの閲覧時間は 1 時間程度とする。閲覧回数は原則制限しない。
- (4) 閲覧時に個々の内容に関する質問に応じることはできない。

5. 誓約書の送付先及び閲覧連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部 受託事業課

電話：03（3506）9415

E-mail：kyuusai●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに変えてください。